

2024年11月19日

企業会計基準委員会 御中

EY 新日本有限責任監査法人  
品質管理本部長 伊藤 功樹移管指針公開草案第15号「金融商品会計に関する実務指針（案）」等に対する意見

貴委員会から2024年9月20日に公表された移管指針公開草案第15号「金融商品会計に関する実務指針（案）」（以下「本公開草案」という。）の提案について、基本的に同意いたします。ただし、今後の適用にあたって、表現方法の見直し又は明確化をご検討いただきたい点について、下記のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

## 記

## 質問 1（会計処理に関する質問）

本公開草案で提案している会計処理に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意するが、次の点について確認及び検討していただきたい。

## 1. 本公開草案の適用対象となる組合等の範囲

（コメント）

本公開草案の適用対象となる組合等が、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等に限定されていないことを明確化すべきと考えられる。

（理由）

本公開草案の会計処理の適用対象は、本公開草案第 132-2 項の要件を満たす組合等であり、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等に限定しているわけではないと理解している。この点、本公開草案第 308-3 項において、「ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等を直接的に定義することは行わない」と示されているが、直接的に定義されていないということをもって、本公開草案の適用対象をベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等に限定しているわけではないということが読み取れない可能性がある。したがって、実務における誤解を避けるため、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等に限定されないことを明確化するのがよいと考えられる。

## 2. 総額法、折衷法の場合の取扱いの明確化

(コメント)

組合等への出資の会計処理として、いわゆる「総額法」又は「折衷法」を採用している場合に、本公開草案の会計処理を選択することができるかどうかについて明確化をお願いしたい。

(理由)

本公開草案第 132-2 項の会計処理は、「前項の定めにかかわらず」と定められている。そして当該前項である移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。)第 132 項の定めにおいては、「原則として、組合等の財産の持分相当額を出資金として計上し、組合等の営業により獲得した純損益の持分相当額を当期の純損益として計上する。」とされており、いわゆる純額法の会計処理が明記されている。一方で、いわゆる「総額法」及び「折衷法」の会計処理は金融商品実務指針第 132 項において直接は明記されておらず、金融商品実務指針第 308 項に定められている。このため「総額法」又は「折衷法」を適用している場合についても本公開草案の会計処理を選択することができるかが不明確のため、この点を明らかにする必要があると考えられる。

## 3. 組合等が連結子会社又は持分法適用会社に該当する場合の取扱いの明確化

(コメント)

本公開草案に従い、個別財務諸表上ある組合等への出資に関して市場価格のない株式を時価をもって評価すると選択した場合、連結財務諸表において当該組合等が連結子会社又は持分法適用会社に該当する場合の会計処理の明確化をお願いしたい。

(理由)

本公開草案に従い、個別財務諸表上ある組合等への出資に関して市場価格のない株式を時価をもって評価すると選択した場合で、連結財務諸表において当該組合等が連結子会社又は持分法適用会社に該当する場合、連結財務諸表において当該組合等が保有する市場価格のない株式について、個別財務諸表と同様に市場価格のない株式を時価評価することとなるのか、あるいは連結財務諸表上は当該組合等が保有する市場価格のない株式は連結子会社及び持分法適用会社が直接保有している株式となるので本公開草案第 132-2 項を適用できないのが明確でない。これが明確でないと、実務上の取扱いが分かってしまうことが考えられるため、明確化をお願いしたい。

## 4. 組合等が別の組合等を保有している場合において、当該別の組合が保有する市場価格のない株式の取扱いの明確化

(コメント)

ある企業が組合等を保有しており、当該組合等の保有する市場価格のない株式について時価評価を選択している場合で、当該組合等が別の組合を保有している場合において、当該別の組合が保有する市場価格のない株式を時価評価して組合等の会計処理の基礎とすることができることを明確にしていきたい。

(理由)

一部の組合等では、当該組合等の投資の一部又は全部について、市場価格のない株式のような投資を直接行わずに、別の組合等に投資する場合がよく行われる。例えば、ファンドオブファンズのように他の複数の組合等に投資することを目的とする組合等であったり、マスターフィーダーファンド(ベビーマザーファンド)のように、投資家の属性等に応じて複数のフィーダーファンドを組合等として設立しつつ、フィーダーファンドからマスターファンドへ投資をして、実際の投資はマスターファンドである組合等を通して行われるといったケースが存在する。本公開草案第 132-2 項は企業が出資する組合等が直接市場価格のない株式を保有する場合を想定したものと考えられ、このような場合に、当該別の組合等が保有する市場価格のない株式について、本公開草案第 132-2 項を適用することができ時価評価をすることができるのかについて明確ではないと考えられる。

適用対象とされた組合等については構成資産のすべての市場価格のない株式を対象とした基準開発の趣旨を踏まえると、別の組合等が本公開草案第 132-2 項の要件を満たし、かつ、企業の組合等の選択に関する方針から適用対象となる場合は、当該別の組合等が保有する市場価格のない株式についても時価をもって評価し、組合等の会計処理の基礎とすることが認められるべきと考えられるが、これが明確でないと、実務上の取扱いが分かってしまうことが考えられるため、明確にしていきたい。

## 5. 組合等の構成資産である市場価格のない株式の評価差額の持分相当額の会計処理の明確化

(コメント)

本公開草案第 132-2 項において、時価評価の適用による評価差額は純資産に計上することとされているが、その他有価証券評価差額金として計上されるのかどうかを明確にする必要があると考えられる。また、関連する会計処理もその他有価証券評価差額金と同様に行うのか明確にするべきである。

(理由)

本公開草案第 132-2 項において、時価評価の適用による評価差額は純資産に計上することとされているが、具体的にどの勘定科目を使用すればよいか明示されていない。その他有価証券評価差額金を使用すべきなのか、あるいは本公開草案第 132-2 項を適用したこと

による評価差額であることを明らかにするためにそのほかの勘定科目名を使用すべきなのかが不明確である。

また、いわゆるパススルー課税の組合等において、組合等への出資者である企業においてその他有価証券評価差額金に係る一時差異に対して税効果を計上する実務があり、本公開草案第 132-2 項を適用したことによる評価差額に係る一時差異についても税効果を計上することが考えられる。この場合、例えば、税効果会計においては、その他有価証券の評価差額に係る一時差異に関する特別な取扱い（企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」第 38 項から第 41 項等参照）が定められているが、本公開草案第 132-2 項を適用したことによる評価差額がその他有価証券評価差額金と異なる勘定科目とされる場合には、税効果を計上する際に当該定めが適用されるのかどうか不明確になると考えられる。このため、税効果会計等の関連する会計処理についても、その他有価証券評価差額金と同様の取扱いとなるのかどうか明確にすべきと考えられる。

#### 6. 本公開草案の適用対象となる市場価格のない株式の範囲の明確化

（コメント）

本公開草案の会計処理の対象となる市場価格のない株式について、組合等へ出資する企業にとって子会社株式及び関連会社株式に該当するものは対象外としていることを明確にすべきと考えられる。

（理由）

本公開草案第 132-2 項においては、一定の要件を満たす組合等への出資は、本公開草案第 132 項の定めにかかわらず、当該組合等の構成資産に含まれる「すべての」市場価格のない株式について時価をもって評価するとされている。

ただし、本公開草案ではベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等を直接的に定義せず、本公開草案第 132-2 項(1)及び(2)の要件を満たす組合等が対象となることから、例えば、コーポレート・ベンチャーキャピタルファンドなど、様々な組合等が対象となることが考えられる。

今後の実務において、本公開草案の会計処理の対象とする組合等が、企業の子会社株式及び関連会社株式を保有することが生じることも考えられるが、金融商品会計基準の保有目的に応じて会計処理が定められた趣旨からは、子会社株式及び関連会社株式について時価をもって評価することは適切ではないと考えられる。

このため、本公開草案の会計処理の対象となる市場価格のない株式について、組合等へ出資する企業にとって子会社株式及び関連会社株式に該当するものは対象外としていることを明確にすべきと考えられる。

## 質問 2 (注記事項に関する質問)

本公開草案で提案している注記事項に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意するが、次の点について確認及び検討していただきたい。

### 7. 総額法を適用している場合の注記の取扱いの明確化

(コメント)

質問 1 のコメント 2. において総額法を適用している組合等への出資に対して時価評価を選択できるとされる場合、当該組合等への出資に関する注記をどのように行えばよいかを明確にすべきと考えられる。

(理由)

ここでは本公開草案第 132-2 項について総額法を採用している場合も適用できることを前提とする。本公開草案第 132-2 項に基づいて、総額法を適用している組合等に対して時価評価を選択した場合、どのように注記を行えばよいのかが不明確である。時価等の開示に関する本公開草案第 132-5 項の注記は、純額法で計上する組合等への出資に関する企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定適用指針」という。)第 24-16 項の注記に併せて注記するとされていることから、純額法の採用を前提としていと考えられる。このため、総額法の場合の取扱いが不明確であるため、どのような注記を行うべきか明確にすべきである。

### 8. 組合等で市場価格のない株式が時価評価されたことによる影響額の注記

(コメント)

組合等で市場価格のない株式が時価評価されたことによる影響額の注記に係る定めを設けることを検討していただきたい。

(理由)

財務諸表利用者の観点からは、本公開草案第 132-2 項を適用し組合等の構成資産に含まれる市場価格のない株式を時価評価したことによる、組合等への出資の貸借対照表計上額及び純資産の部の評価差額に与える影響額が重要な情報になると考えられる。

一方、本公開草案第 132-5 項(3)においては、本公開草案第 132-2 項の定めを適用している組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額の注記のみが求められている。また、本公開草案の会計処理はすべての組合等に一律に適用されるものではないことから、純資産の部に計上する評価差額がその他有価証券評価差額金に含まれる場合など、財務諸表利用者が本公開草案第 132-2 項を適用することによる影響額を直接的に把握することができないこ

とが考えられる。

純額法による組合等への出資について時価の注記を要しないこととしている取扱い（時価算定適用指針第 49-18 項参照）からは、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第 4 項及び第 5-2 項の注記そのものを求めるべきではないと考えられるが、本公開草案の会計処理を適用することにより生じた、組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額や純資産の部の評価差額に生じた影響額について理解ができるように、注記項目を何らか追加することをご検討いただきたい。

#### 質問 3（適用時期及び経過措置に関する質問）

本公開草案における適用時期及び経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

#### 質問 4（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

該当なし。

以上